第１　福生市教育委員会教育目標等

第１　福生市教育委員会教育目標等

１　福生市教育委員会の教育目標及び基本方針

（１）福生市教育委員会の教育目標（令和２年度～令和 11 年度）

福生市教育委員会は、福生市の基本構想として掲げる「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を実現するため、今後 10 年間の目指すべき教育の姿として次の目標を掲げます。

○ 子どもたちの「確かな学力」、「豊かな人間性」及び「健康・体力」を基礎とする「生きる力」をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
社会の持続的な発展に貢献できる人間
主体的に学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

を育成する教育を推進する。

○ 市民のだれもが、あらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会の実現を図るため、生涯学習を振興する。

○ 教育は、家庭・地域・学校の三者が互いに連携・協力し、責任を果たしてこそ、その成果があがるものとの認識に立って、市民が主体的に参加する地域全体での教育の向上に取り組む社会を目指す。

（２）教育目標を達成するための基本方針

基本方針１　子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実

教育の出発点である就学前教育・保育から遊びを通じた学びに向かう力や道徳心を育成します。また、主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく確かな学力を育むとともに、他者への理解や思いやりを育むため、豊かな人間性を育む道徳教育を推進します。

あわせて、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会で輝く力を培うため、関係機関との連携をさらに進め、指導・支援体制の強化を行うとともに、変化の激しい社会で自分らしい生き方を実現するためのＩＣＴ教育や情報活用能力の育成をさらに推進します。

１　確かな学力の向上と学びの基礎・基本の定着
２　豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進
３　一人ひとりのニーズに応じた教育機会の提供
４　社会の持続的な発展に貢献する力の育成

基本方針２　教育施策推進のための環境整備

学校経営改革として学校における組織体制や教職員の働き方を見直すとともに、専門家など地域の多様な人材を活用した学校教育を支える取組を推進します。

また、子どもたちの質の高い学びの実現と豊かな育ちを支えるため、時代の変化に対応できる長期的な視点をもった施設・設備等の計画的な整備を図ります。

１　よりよい学校づくりの推進
２　安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

基本方針３　生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり

人生 100 年時代を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、活躍できるように、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実に取り組みます。

また、福生市の貴重な歴史遺産を後世に残し、伝えていくために、建造物の保存、文化財の調査・保存、伝統芸能や祭事の伝承などを推進していきます。

今後、人とのネットワークを育み、広く強くつながりあえる力を培うことで、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

１　生涯学び、活躍できる環境整備の推進
２　歴史遺産の保全と文化・スポーツの振興

基本方針４　地域社会総がかりでの教育の推進

持続可能な地域づくりを目指して、家庭、地域、学校で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めるとともに、子どもたちと他世代の交流を活性化させることで、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

１　家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動の充実
２　子どもを支え伸ばす教育活動の推進

２　福生市教育振興基本計画等

福生市では令和２年３月に「福生市総合計画（第５期）」を策定し、「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」とした目標を掲げて、指針及び施策を推進していくこととしています。また、教育委員会では、令和２年３月に「福生市教育振興基本計画第２次」を策定し、10 年間を通じて目指す教育目標を掲げ、その実現に向けた今後５年間に取り組むべき施策を示しました。後期５年間の開始に当たっては、前期５年間での取組を検証するとともに、社会状況の変化や新たな教育課題等を勘案し、見直しを行うものとします。

そして、この施策を具体的に推進するため、毎年度「福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）」を策定して、３か年で取り組む推進事業を示すと共に、社会経済状況の変化や、教育行政全体の新たな課題に対応するため、見直しを行っています。

さらに、各分野では、令和４年３月に福生市英語教育推進計画第２次、福生市スポーツ推進計画 2022 を策定し、令和５年３月に福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画（一部改定）を策定し、施策及び事務事業の推進に取り組んでいます。

<table>
<tr><th>R２
年度</th><th>R３
年度</th><th>R４
年度</th><th>R５
年度</th><th>R６
年度</th><th>R７
年度</th><th>R８
年度</th><th>R９
年度</th><th>R10
年度</th><th>R11
年度</th></tr>
<tr><td colspan="10">福生市総合計画（令和２年度～令和 11 年度）</td></tr>
<tr><td colspan="5">福生市基本計画（前期）</td><td colspan="5">福生市基本計画（後期）</td></tr>
<tr><td colspan="5">福生市教育振興基本計画第２次（前期）
（福生市生涯学習推進計画を統合）</td><td colspan="5">福生市教育振興基本計画第２次（修正後期）</td></tr>
<tr><td colspan="2">R２福生市教育推進プラン
（推進事業計画）</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">R３福生市教育推進プラン
（推進事業計画）</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">R４福生市教育推進プラン
（推進事業計画）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">R５福生市教育推進プラン
（推進事業計画）</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>R２
年度</th><th>R３
年度</th><th>R４
年度</th><th>R５
年度</th><th>R６
年度</th><th>R７
年度</th><th>R８
年度</th><th>R９
年度</th><th>R10
年度</th><th>R11
年度</th><th>R12
年度</th><th>R13
年度</th></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">福生市学校教育情報化推進計画
（令和３年度～令和６年度）</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">福生市特別支援教育第二期・第二次実施計画
（令和３年度～令和４年度）</td><td colspan="3">福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画
（一部改定）
（令和５年度～令和７年度）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4">福生市英語教育推進計画第２次
（令和４年度～令和８年度）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4">福生市スポーツ推進計画 2022
前期（令和４年度～令和８年度）</td><td colspan="6">福生市スポーツ推進計画 2022
後期（令和９年度～令和 13 年度）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">福生市立図書館基本計画
（改定）
（令和３年度～令和５年度）</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">第四次福生市子ども読書活動推進計画
（令和３年度～令和７年度）</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条（教育に関する事務の管理の管理及び執行の状況の点検及び評価等）の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととされており、各所管による点検と評価、また、有識者から評価をいただいています。この点検及び評価報告書は福生市議会に提出し、公表を行っています。

これらの計画と取組状況の点検及び評価により、次のとおり PDCA サイクルによる事業の見直しを行っています。

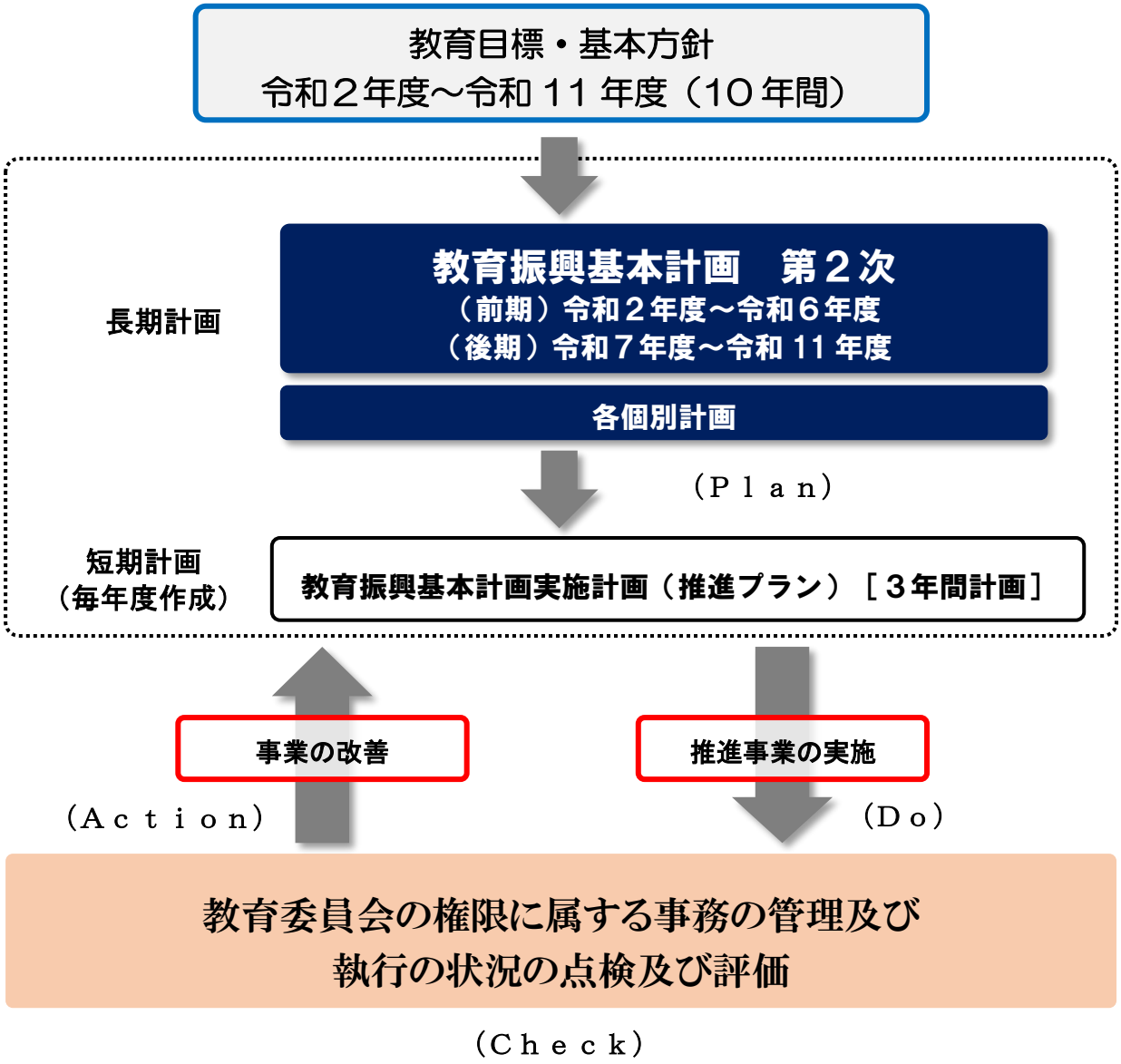

３　総合教育会議及び教育大綱

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年４月１日に施行され、「総合教育会議」の設置及び地方公共団体の長による、教育に関する「大綱」の策定が義務付けられました。

（１）総合教育会議

市長が市長と教育委員会で構成された「教育総合会議」を設置することとされており、教育に関する大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずるべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずるべき措置についての協議・調整を行い、教育行政の推進を図ります。

（２）福生市教育大綱

市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」を定めることとされており、福生市においては、令和２年２月８日に開催された福生市総合教育会議で「大綱」についての協議が行われ、「福生市教育大綱」が決定しました。

この大綱に基づき、教育に関する施策について総合的に推進していきます。